

奈良県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和三年七月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
住宅型有料老人ホーム福助一号館	奈良市南京終町一丁目八九一四
住宅型有料老人ホーム福助二号館	奈良市南京終町一丁目八九一五